

## 令和2年度第1回佐倉市景観審議会 議事録

<b>日 時</b>	令和2年9月23日（水）午後2時～午後4時
<b>場 所</b>	佐倉市役所 議会棟1階 全員協議会室（オンライン併用）
<b>出席者</b>	木下 剛会長、中島 伸副会長（オンライン参加）、内田 儀久委員、 田邊 学委員（オンライン参加）、外山 明子委員、 永村 景子委員（オンライン参加）、平川 雄幸委員、森田 敬介委員
<b>事務局</b>	都市部長 小野寺 正朋、都市計画課長 菅澤 雄一郎 平野 昌彦副主幹、林田 洋子主査、橋本 和喜主査 早川 訓史主査補、知久 貴洋主事
<b>会議次第</b>	1. 開会 2. 議事 さくらの景観まちづくり賞について その他報告事項について 3. 閉会
<b>配布資料</b>	資料1 令和2年度 さくらの景観まちづくり賞の流れ 資料2 さくらの景観まちづくり賞 意見記入シート 佐倉市景観審議会委員名簿 さくらの景観まちづくり賞表彰要綱 募集パンフレット（案） さくらの景観まちづくり賞 佐倉市景観計画「届出制度のご案内」
<b>傍聴席</b>	0人

【議事録】

発 言 者	内 容
事 務 局	<p>【議題説明】</p> <p>さくらの景観まちづくり賞について</p>
会 長	<p>委員の皆様からご意見、ご質問等いただければと思います。</p> <p>どちらからでも結構ですのでよろしくお願いいたします。</p> <p>ご意見がある場合は（パソコン画面の）反応の何かしらのマークを出していただければと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>まず、田邊委員からどうぞ。</p>
田邊委員	<p>前回の表彰から少し間があきましたので、表彰要綱について再度確認させていただきたいです。</p> <p>表彰の対象について、建築物や広告物、工作物というような、物件に限定されていて、眺望のように対象が特定されないようなものは除外されていると思います。私、少し景観の目先を変えるという意味で、何か景観資源がないか、過去の景観計画の調査をした時の写真、資料などから探してみました。その結果、第三工業団地などは、関東の工業団地の中でも最も美しいきれいな工業団地の事例だと思いました。例えば、こういうものを表彰対象にしようとする、どこかの工場のどこかの建物を選んで応募しなければいけないのか、活動として工業団地のまちづくりみたいなものとして応募しなければならないのか、どちらもしっくりこないような気がします。</p> <p>もうひとつは、染井野の住宅地です。ここは建築協定をかけたりにして、その結果として建物ひとつひとつが素晴らしい状態であって、街並みに緑があふれるような景観が作られています。それをひとつの建物として応募しようとする、かなり難しいような気がします。こういうものが表彰対象とならなかった経緯、またそういうものがこれから表彰対象となる可能性というのはあるのか教えていただきたいのです。</p>
会 長	<p>では、事務局のほうから経緯をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい、経緯として、まず、染井野の方からお話させていただくと、染井野の街並みを整える、きれいに維持していくということについては、活動部門の方に分けられて、そちらの方で表彰するというのがよいと考えています。</p> <p>過去にも染井野地区の緑化活動ということで表彰しているので、同じような形</p>

	<p>で街並みの維持といった活動で表彰するのが相応しいと思っております。</p> <p>次に、工業団地の風景につきましては、確かに田邊委員のおっしゃる通り、特定の工場について表彰するというのはどうかと思います。</p> <p>ただ、工場側から、うちの工場は、周辺に調和を図るような形で建てていると申し出があり、それが審議会の意見もいただいて相応しいということになれば、それを表彰するというのは、やぶさかではないと思います。</p> <p>表彰することによって、周辺の工場が周辺の環境に配慮した工場を建てていく、そういった運動に繋がればいいかなと思いますので。</p> <p>ただ単純にひとつの工場だから合致しないよというような形にはならないかと考えます。以上でございます。</p> <p>会長 田邊委員、ということなのですがいかがでしょうか。</p> <p>田邊委員 あまりしっくりこないというのが本音です。</p> <p>例えば、染井野の住宅団地の中でロックガーデン調をとっている街区があります。統一感、特徴があっても素晴らしいと思うのですが、それは活動というより、デベロッパーさんのセンスとか、それを購入して、上手く使い続けている居住者のセンスであって、必ずしも活動とはいえないような部分があると思います。また、工業団地についても、連携して緑豊かな環境配慮型の団地を作ろうというコンセプトがあって、第三工業団地のような先進的な風景が生まれていると思うので、活動と言ってしまうと、アウトプットに対して敬意があらわせないような気がします。</p> <p>例えば、三郷市では、住宅団地を表彰した時に、デベロッパー、設計に関わった人、居住者全員に声をかけて、表彰の会場に来てもらい、全員を表彰の対象にしたという事例がありました。そうすると、居住者同士のコミュニケーションもそこで深めることができ、また、居住者と作り手との交流がその場で測れていて、非常にほのぼのとしたいい雰囲気だったように思いました。このように、表彰対象を減らす対応よりかは、ひとつの表彰で多く人と喜びを分かち合えるようなことを考えていいかなというように思います。これは率直な意見で、今回の表彰ということではなくて、今後の課題として、そういうことを考えていただくと、景観の幅が広がっていくのかなと思います。今までは、どちらかという歴史、自然、その二つに依存することがどうしても多くて、そこから視野が広がって行かないようなことがあったので、別のものも表彰の対象になったらいいなと思っています。</p>
--	--

会長	<p>田邊委員ありがとうございます。</p> <p>今の件で私の方から確認したいのは、募集対象の1番になっている、建築物、広告物、工作物、これに関しては、これまで単体のものが多かったかと思いますが、表彰の対象というのは、どうなっていたでしょうか。</p> <p>所有者の方に賞をお渡ししていたかというようになっていたでしょうか。</p>
事務局	<p>過去の事例では、建設物の所有者が表彰の対象になっていることが多かったのですが、要綱では、所有者だけではなく設計者、施工者も対象になることになっておりますので、田邊委員のおっしゃる通りデベロッパー、設計者もまとめて対象にするというのは可能かと思えます。田邊委員のおっしゃられていたみんなを表彰の対象にするというのは考えていこうと思えます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>結局、第三条というのはどういう景観であろうと、賞をお渡しする方を特定できる案件であれば、別に単体であろうが、街並みであろうが、表彰の対象となるという風に解釈できると思うのですが、そうであれば現行の第三条の規定の中でも街並みだとか、少し広いものに対して表彰することが可能のように思うのですが、いかがでしょうか。</p> <p>また、先ほど委員推薦というお話もありましたが、そちらで新たな考え方があれば、どちらでも表彰することができると思うのですが、現行のこの規定でも、田邊委員のおっしゃったような街並みとなった場合では表彰の対象者が広がりますので、どちらを選ぶというのが難しくなりますけれどもいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>おっしゃる通り、現行の要綱の第三条で、表彰の対象者を所有者、設計者、施工者というように広げることは可能だと思います。ただし、どこまで広げるか、街並みであれば、ただ住んでいる人も表彰するのか、その線引きが難しいと思いますので、そこは今後考えなければならぬところだと思います。</p>
会長	<p>工業団地の場合は、まとめて賞を差上げる組合とか団体というのは、あるのでしょうか。</p>
事務局	<p>工業団地連絡協議会があるので、そちらの中で連携を取り合って環境に配慮した街並みを作ったというようなことであれば、会社それぞれになるのか、何社かで作ったものになるのか、主体をいまずぐにはお答えできませんけれども、そういった形で表彰するというのは可能だと思います。</p>

会長	<p>ということです。どうでしょうか、今の田邊委員のご意見について、今後の検討課題とするのか、今回対応するか、ご意見あればいかがでしょうか。</p>
田邊委員	<p>現在の要綱上、集団的建築物郡というのが、表彰の対象なのであればそれは、そういう形で認識しておけばいいのかなという風に思います。特に私個人的には第三工業団地はよくやっているなと思いますし、染井野の中でも和風の街区であったり、ロックガーデンでまとまった街区があったりといくつかテーマがありますので、そういうテーマ性をもった街区についてご推薦したいなと個人的には思っております。</p>
会長	<p>ありがとうございます。では、今後選定できるように検討できればと思います。それから先ほど森田委員の方から手が挙がっていたと思いますので、よろしくお願ひします。</p>
森田委員	<p>質問というよりは、意見なのですけれども。 まちづくり資料1の「市」という欄の中で、応募案件をその都度、取りまとめて各委員会へ講評依頼とあるのですが、一件ずつ依頼がきて、それに対して講評を書くとする、表彰について全体のバランス感に影響すると思います。一回目に書いたことが二回目に影響するというか、もっと素晴らしくなったらどうするのだろうということが色々起きてしまうと思います。ですので、ある程度の段階になって、まとめていただいた方がよい講評になるのではないかと思います。それから、資料2の意見記入シート、これに講評を書くということですかね。そうすると、後半の段階で出されたものと前半のもので講評に差がでてしまうと思うのですけれども。なにしろ一物件ずつ講評を返していくというのは、意外と難しいことなのかなと思ったので、そのあたりについて伺いたいなと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございました。 最初の意見は資料1とのことですがどの部分でしょうか。</p>
森田委員	<p>「市」と書いてある大きい四角の、一番上の「応募案件をその都度」のあたりです。</p>
会長	<p>はい、では事務局の方からよろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>その都度というところですけども、例えば、一月ごとに前一ヶ月についてまとめてお願ひすれば三回となります。もしくは、件数がたまったらお願ひするとい</p>

	<p>った方が都度とか一件ごとより負担にならないかと思ひます。その辺は考へて行こうと思ひます。</p> <p>ただ、一ヶ月に一回という形にした場合、12月の末までで締めて、こちらで取りまとめて講評をお願いする。そして戻ってきたものをこちらで資料に取りまとめて次の審議会に間に合わせるといふのは日にちが短いので、時期的なものを考へて、件数がたまったらお願いするといふ方が現実的かと思ひていますのでその方向でやらせていただこうと考へておひます。</p>
会長	<p>森田委員いかがでしょう。</p>
森田委員	<p>例へば今まで景観まちづくり賞をいただいたものの内容についてここに講評というものがあるのですが、これとはまた別のものなのか、それともここに載るのでしょうか。</p> <p>また、その都度意見をいただくといふのはどういふ意味があるのでしょうか。</p> <p>表彰されるものとされないものがあるとすれば、全体を見た中でそれが決まると思ひます。例へば、賞などでは、最後に講評集を作る場合、決まったものにそれぞれ感想を書くといふことはよくやると思ひますのですけれども、途中途中で書いた講評といふのは、どんな使われ方をして、どんな場面で出てくるのでしょうか。</p>
事務局	<p>こちらとしては、いただいている講評については資料としてとりまとめて次の審議会で、この作品についてはこういふ講評があったといふのを、皆さんに提示して、「これは違ふんじゃないか」、「これでいいね」といふのを最後に見ていただくと思ひています。それでまとめたものをこのよふな形で載せますので、途中の講評が使われるといふより、一度審議会の皆様に確認していただひて、最終チェックしていただく形で考へておひます。</p>
森田委員	<p>その場合、募集が終わった後で審議会が開かれる間に、少し時間があるとすれば、その間で全体をまとめていただいた方がよひのではないのでしょうか。最初一ヶ月の間にこれはいいと思ひて書いた後にもっといいものが出てきてしまったらどうなのか、一ヶ月目、二ヶ月目、三ヶ月目で全員についてそれを書くとしたら、前出したものも考へしないといけなくなるのではないかと、全体を見てからのよふが忙しくなるかもしれないけれどうまくいふよふな気がします。</p>
会長	<p>今の意見について、二回目の審議会事務局のよふで候補案がでてくる、それを二回目の審議会で議論をする。その時に後から出てきたものでいいものがあつ</p>

	<p>た場合に修正できるようなことであれば問題ないと思うのですがいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>会長のおっしゃったとおりある程度まとめた形で、最終的な審議をいただくということになります。</p> <p>当然その最終的な審議のものでいただいた意見のもと修正はやらせていただきたいと思います。</p>
会長	<p>事務局のほうでとりまとめる時間的余裕があるのならば、全部集まったものを一気に委員の皆様にお送りするのが私もベストだと思います。</p> <p>ですけれども、それが難しいのならば今のように二回目の審議会で最終的な決定が行なえるようなことであれば問題ないと思います。</p>
事務局	<p>事務局としては、大丈夫かと思いますが、委員の皆様は大丈夫でしょうか。</p>
会長	<p>件数にもよると思います。</p>
事務局	<p>事務局としては、応募していただいたものについては極力表彰をするという立場をとらせていただきたいです。</p> <p>当然件数にはよりますけれども、一応その点を配慮していただいて講評をいただきたいと考えております。また、事務局としては時間的余裕があった方がいいので、中間でこういう応募がありましたという報告をし、それについてある程度部門分けをして講評をお願いするというのを二回やらせていただきます。中間と期間の最後、二回送っていただいたものを取りまとめて、二回目の審議会で最終講評をしてもらい、いただいた意見で講評修正があれば、そこで修正して最終の講評とするという形でどうでしょうか。</p>
会長	<p>事務局からご提案がありました皆様いかがでしょう。</p>
中島委員	<p>事務局からの委員への情報提供は都度であったりとか二回であったりでいいのですが、情報は早めにもらってそこに講評のメモなど作業ができていればよいと思います。そして、最後に12月末の段階で全部出そろった後、講評を事務局に返送するという形でやると、先ほど森田委員がおっしゃっていた手戻りなどが無く、かつ、情報は早くもらってれば件数は増えても講評を書く委員の負担が減り、時間的ゆとりは取れるのかなと思います。その中で最終的に並べて見た時に各委員間で「こちらのほうがいいかな」とか、「こちらは違うかな」などの重み</p>

	<p>付けがあれば、講評の中に書いたうえで事務局のほうで取りまとめていただければ無理なくできると思いますがいかがでしょうか。</p>
会長	<p>ありがとうございます。皆様いかがでしょう。</p>
平川委員	<p>ある程度まとまったなかで情報提供していただいて、意見記入シートに書いて送るといった意見について、私もそのほうがいいと思います。</p> <p>また、皆さんの意見を聞いて私も色々思ったのですが、この募集パンフレットの募集対象、それと、要綱の第三条の表彰の対象、これについては紛らわしいものが出てくるかと思えます。特に眺め、眺望などです。観光協会写真コンクールを行った時、これは明らかに違うというものがたくさん出てきます。それについて、例えば、事務局で一時的に明らかに趣旨が違うものって審査していただけるのでしょうか。できれば私は審査していただきたいと思っております。</p>
事務局	<p>おっしゃる通りですね。明らかに違うもの、趣旨が違うものはこちらで仕分けをしますその点をご安心いただいて結構です。</p> <p>中島委員ご指摘の講評のやり方について、確かに手間を省いてスピードアップを図る、これはぜひやらせていただきたいと思えますのでよろしく願います。</p>
会長	<p>では、森田委員ご提案の問題は、最後に中島委員がご提案したような方法で進めていくことと、明らかに違うものはあらかじめ事務局の方で除いていくということを進めていきたいと思えます。</p> <p>他にいかがでしょうか。新任の委員の皆様何か意見があればお願いできればと思います。</p>
中島委員	<p>今回、第三回になると思うのですが、景観まちづくり賞の全体の流れというか、第二回のときに今から言う趣旨のことを申し上げたと思うのですが、一回目が2013年、二回目が2018年、今回2020年ということで、若干、不定期開催になっている気がします。前回の時にも意見しましたが、普及啓発の戦略をどう考えるのかということと、どのようにこれを広げていきたいのか、深めていきたいのかという考えがあったうえで表彰制度をやらないと効果が薄くなってしまわないかという危惧があります。</p> <p>なので、この景観まちづくり賞をどうしていきたいのかというところの整理が、情報として欲しいと思っています。</p> <p>先ほど、事務局の方から応募のあったものについてはなるべく表彰していきたい</p>

	<p>いということで、多く拾い上げていきたいというのもいいと思うのですが、だとして来年、再来年と毎年展開するのか、隔年で募集して集めて表彰していくのか、そのあたりのやっていき方が見えないと、審議会で審議する意味が無くなってしまいます。</p> <p>このあたり事務局としてはどうしていきたいのか考えを聞かせていただきたいのと、もしそのあたりがまだ整理できていないなら、第二回の景観審議会までにそのあたりを議論していただいて今回どうするのか、その次をどうするのかというところを踏まえて、表彰制度の運用をしていく事が重要なのではないかと思います。今回この時期になってしまったことと併せてお伺いできたらと思います。</p>
会長	<p>大事なお指摘です。事務局、いかがでしょう。</p>
事務局	<p>まず、開催の時期についてですが、これは平成 31 年 1 月に行った景観審議会「まちづくり賞」と「私がみつけた佐倉の景観」の写真展について、隔年でやっていくというお話がありましたので、そこを守りたいと思っています。</p> <p>そして、景観については、どういうものなのかというのを、まず市民の方知ってもらおうという段階だと考えております。ですので、隔年でやるということをしていくことが大事だと思います。</p>
中島委員	<p>中島委員の戦略的にということもこちらとしては、考えなくてはいけないなと思っているのですが、どういった市民を対象にどういったものを広めていくのかという具体的な内容はまだ出来ていないので、それは、次回以降の宿題とさせていただきます。</p> <p>今回委員の推薦について、これを恣意的に運用していこうと思うと、二箇年ペースでいくと 10 件 20 件 30 件と出していくこともやる気になれば出来てしまうと思うが、それでいいのか、それとも議論の上で出していくのか、選ぶのか、広げていくのかちゃんと考えて行かなければならない。そういったところを議論できたらと思っています。</p>
会長	<p>私は、今の事に関しては、基本的には裾野を広げていきたいと理解しましたがいかがでしょう。</p>
小野寺部長	<p>都市部長の小野寺です。</p> <p>前回まちづくり賞を表彰していた時は、私は都市計画課長でした。</p>

	<p>まず、景観まちづくり賞については、景観審議会の委員の方の任期が二年間で、「私のみつけた佐倉の景観」の写真の部分と「まちづくり賞」の表彰する部分を一年間に一つずつやっていこうという形でご提案させていただいて、ご承認いただいたかと記憶しております。それから、委員推薦の景観につきましては、景観の専門的な知見を持っている委員の皆さんに「こういう場所が本当にいい所というのをご紹介いただけたらありがたい」という意見を言わせていただいた記憶があります。そういったなかで、裾野を広げるというのは市民の皆様をお願いして、委員の方には胸を張っていいと言えるところを紹介いただければと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>外から見た佐倉という視点も必要だと思いますので、委員推薦という枠もできればやっていきたいと思います。</p> <p>市民の方もルーティーンでやるということが分かれば、それに向けて準備もしていただけると思います。</p> <p>とにかく定期的に行うということが重要だと思います。</p> <p>他にまちづくり賞に関していかがでしょうか。</p>
<p>永村委員</p>	<p>初めてなので様子がわからないというのがあるのですけれども。</p> <p>先ほど、応募があったものは大体受賞させたいというお話もありましたが、毎年何件位応募があるのかを教えてくださいたいです。</p> <p>また、先ほどの中島委員のお話とも関連しているのですが、せっかくフォトコンテストみたいなものがあるって、景観賞もあって隔年で運用していくのであれば、市民の皆さんがいいなと思っている風景をピックアップしているフォトコンテストで挙がっていて、景観まちづくり賞で応募されていないものがあるって、それを応募に促していけば、いい流れができるのではないかと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>まず、一点目の質問である過去の応募件数について、わかるでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>前回 2018 年は 4 件で、これは応募いただいたものを全部を表彰させていただきました。その前の 2013 年は、8 件応募いただいて全部表彰させていただきました。</p> <p>そして、今年どれくらいになるかにつきましては、希望としては 10 件程度の応募をいただきたいと考えています。</p>

会長	これも過去に、事務局の方からかなり呼びかけてもらった過去があってこの件数だと思いますので、決して多くはないというところなのですが、永村委員いかがでしょうか。
永村委員	応募をいただくのに大変な労力を払っていただいていると思いますが、10件くらいあれば我々も審査のし甲斐があると思います。 また、先ほど平川委員がおっしゃっていた通り、想定外のものや、受賞をさせるか迷うものが出てきた場合に備えて、なんで受賞できないのかを答えてあげられるような仕組みを考えておいた方がいいと思いました。
会長	ありがとうございました。 続きまして内田委員どうぞ。
内田委員	先ほど中島委員のおっしゃっていた「戦略的」というお話の中で、私も推薦したいなと思っているものがあります。 まず、一つは家の入口の小さな門です。具体的に言うと大聖院という武家屋敷の奥にあるお寺のちょっと離れたところにある門です。 その門は武家屋敷と同じように作ってくれたもので、それは、宮小路の景観として相応しい門として作ってくれた。それは武家屋敷とひよどり坂の竹やぶの間点を結ぶお寺で、非常に小さなものだが、繋いでいくまちづくりをやっている人もいて、旧城下町では、そのように繋いでくれるものが大事なのではないかと思います。 もう一件は、寝釈迦です。寝た姿のお釈迦様のように山が見えるところが弥富地区にあります。これは、木の手入れをしていないとそういう格好になりません。まちづくりではないけれどもそういったところにも目を向けられたらなと思いました。
会長	面白いですね。是非ご推薦いただけたらと思います。 外山委員なにかありますか。
外山委員	はじめてのことなので、わからないことばかりだったのですが、皆様のご意見を伺いまして取り組んでいきたいとおもいます。 特にわからないことは皆様の質問によって認識できました。 ありがとうございます。
会長	では、時間が迫ってきておりますのでまちづくり賞はここでひと区切りといた

	<p>します。</p> <p>また何かございましたら後ほどよろしくお願いいいたします。</p>
事務局	<p>一点訂正がございます。</p> <p>先ほど事務局の方から、景観まちづくり賞の開催の周期は一年おきということで審議をいただいたのが平成 31 年 1 月と説明しましたが、正しくは、令和元年の七月の会議でしたので訂正いたします。</p>
会長	<p>では、まちづくり賞に関しては、今日出ました意見に従って進めさせていただきたいと思います。</p> <p>続きまして報告事項です、事務局よりご報告お願いいいたします。</p>
事務局	<p><b>【議題説明】</b></p> <p>その他報告事項について</p>
会長	<p>何かご意見、ご報告ありましたらよろしくお願いいいたします。</p>
田邊委員	<p>報告事項の中で件数をご報告いただいたと思うのですがけれども、これと前の議事の間を整理するといいいのかなと思います。</p> <p>届出のあったもの、アドバイザーの意見をもらったものの中には、よくやってくれている事例があります。例えば、千葉銀行の佐倉支店はもともと真っ白だった店舗を焦げ茶色に塗り替えていただいたりだとか、裏新町の住宅などで、歴史的な元々あった門などを活かしていただいたりなど見るべき案件がたくさんあると思います。</p> <p>また、景観賞など長く続けていくと応募案件が枯渇していくと思います。そのためいくつかの自治体では、届出部門みたいなものがあるって景観の届出があったものは、自動的にエントリーされ、優れたものは表彰の対象になるというシステムがあります。これは、枯渇対策にもなるため、佐倉に相応しい改修をしていた案件が表彰対象になるということも考えていくとよいと思います。</p> <p>先ほど名前を出した千葉銀行の佐倉支店は積極的にアドバイザーの意見を取り入れてくださったということも少し検討していただければと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。大事なことですね。</p> <p>資料に届出制度のご案内というものがあるのですが、これはどのように関連づけて考えればよいのですか。補足をお願い致します。</p>

事務局	趣旨としては、委員の方ではじめてこの制度についてお聞きになる方への紹介、あとは、届け出が必要な行為と規模の具体的な数値を見ていただけたらと思いい添付しました。
会長	先ほど色彩の方は比較的対応していただけるが広告物は難しいというお話がありました。もう少し詳しくお聞かせください。
事務局	<p>実際のお話をさせていただくと、今回の件は屋上広告物ですが、業者から、すでに発注をしてしまっている、契約をして広告物を作ることになっているという話をされます。</p> <p>こちらは、60 日前の計画変更が可能な時期に申請をしていただくように定めているのですが、それでも厳しいと、事業費の変更が伴う話になってしまうと業者もなかなか変えようとしてくれません。</p> <p>問題としては、設計変更が可能な時期というのは本当に 60 日前なのか、また、事業者に損失が出てしまう場合でも強制できるかの二点です。</p> <p>現行の計画では、あくまでも協力を求めるという形ですので強制力を持たせるには計画をもっと厳しいものにしなければならないが、バランスをとるのが難しいと思います。</p>
会長	ただ今の件に関して委員の皆様から意見を伺いたいです。
田邊委員	<p>今ご紹介いただいた件というのは、商業施設の件になります。これまでの協議ですとアドバイザーに相談が来て、それに対しアドバイザーが意見を伝えて協議が終わりになっていたと思います。今回に関しては戻ってきたものに対して、もう一度やってもらったということが重要で、簡単に引き下がらないで、協力を得られるところは協力を得たという点で市側としても実績が残ったと思います。</p> <p>そして、大きな広告物に関して、佐倉市は千葉県の条例を運用しているので、大元の条例が変わらない限り、佐倉市が条例を独自に制定するしか方法はないでしょう。ただ、景観の協議というのは、一度何かをお伝えして駄目だったらしょうがないではなくて、少しでも協力を引き出すための協議だと思いますので、粘り強く頑張った結果、建物の色は調整していただいたので結果としては悪くなかったのではないかと思います。</p>
会長	ありがとうございます。他に何かいかがでしょうか。 平川委員よろしくお願ひいたします。
平川委員	担当が一番苦労されているとお伺いしましたが、事業者はお金に関わって

	<p>ると協力的でなくなるというのは仕方がないと思います。ただ、強制力があれば事業者も協力してくださると思うが、景観計画のパンフレットに書いてある勧告をこれまでにされたことはありますか。</p>
事務局	<p>勧告はこれまでに行ったことはありません。補足でお話をさせていただきますと、屋外広告物と景観計画というのは別の制度でして、屋外広告物については屋外広告物法ですとか、千葉県の条例にのっとって一定の基準をクリアすれば、景観の方の基準には引っ掛かって来ない、枠から外れてしまいます。そもそも景観法に基づく勧告の対象にならないので、そこが難しいところだと思っております。</p>
会長	<p>他にいかがでしょうか。</p>
平川委員	<p>私、寺崎に行った時思ったのですが、ケーヨーデイツーが撤退した時に鉄板の壁が一面に並んでいて、圧迫感を感じました。安全配慮のためにやっていると思うのですが、ああいうのは規制の対象にならないと思うのですが、どうなのでしょう。</p>
会長	<p>いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>工事中のものは、恐らく法令に基づいて設置されているものなのでそれについては対象にはなりません。</p>
平川委員	<p>10枚に1枚はスケルトンにしたほうがいい気がするのですがね。真っ白な鉄板が100m以上続いているのもどうかと思ひまして。</p>
事務局	<p>協力を求めるといことはできるかもしれません。</p>
会長	<p>他にいかがでしょうか。</p> <p>特にご意見が無いようですので、本日の会議は以上とさせていただきます。</p> <p>コロナ禍が完全に終息したとは言えないですけども、お忙しい中、参加していただきありがとうございます。今回は事務局の方の工夫で初のオンラインでの審議会となりましたが、開催方法につきましても何かご意見あれば事務局の方にお寄せいただければと思っております。本日はありがとうございました。</p>